

平成20年度
法務省事後評価実施結果報告書
(要旨)

平成21年8月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成20年度事後評価実施結果報告書	
(1)	一般事業	
	社会経済情勢に即応した基本法制の整備	5
	法教育の推進	6
	法務に関する調査研究	
	再犯防止に関する総合的研究	7
	犯罪被害に関する総合的研究	8
	検察権行使を支える事務の適正な運営	9
	矯正施設における適正な処遇の実施	10
	保護観察対象者等の改善更生	11
	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた	
	公共の安全の確保を図るための業務の実施	12
	人権の擁護	13
	国の利害に係りのある争訟の統一かつ適正な処理	14
	出入国の公正な管理	15
	法務行政における国際協力の推進	16
(2)	成果重視事業	
	裁判員制度の啓発推進	
	裁判員制度啓発推進事業	18
	登記事務の適正円滑な処理	
	登記情報システム再構築事業	19
	地図管理業務・システムの最適化事業	20
	出入国の公正な管理	
	出入国管理業務の業務・システムの最適化	21

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事後チェック型社会への転換，社会経済構造の変革に即応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) **社会経済情勢に即応した基本法制の整備**（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制を整備することにより，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するよう刑事基本法制を整備することにより，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の推進（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。）

(1) **総合法律支援の充実強化**（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) **裁判員制度の啓発推進**（国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。）

(3) **法曹養成制度の充実**（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(4) **裁判外紛争解決手続の拡充・活性化**（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）

(5) **法教育の推進**（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとす

る司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。)

3 **法務に関する調査研究** (内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

(1) **法務に関する調査研究** (内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 (犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。)

4 **検察権の適正迅速な行使** (国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。)

(1) **適正迅速な検察権の行使** (刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)

(2) **検察権行使を支える事務の適正な運営** (検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)

5 **矯正処遇の適正な実施** (被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

(1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備** (研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。)

(2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施** (被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

(3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進** (過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。)

6 **更生保護活動の適切な実施** (犯罪や非行等をした者の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

(1) **保護観察対象者等の改善更生** (更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。)

(2) **犯罪予防活動の促進** (犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

(3) **医療観察対象者の社会復帰** (心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、円滑に社会復帰をすることができるようにする。)

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

- (1) **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 13 **法務行政における国際化対応・国際協力**（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 14 **法務行政全般の円滑かつ効率的な運営**（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

平成20年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年度(平成21年度は中間報告) 担当部局名：大臣官房秘書課, 民事局, 刑事局

施策名	社会経済情勢に即応した基本法制の整備 (評価書5頁)	政策体系上の位置付け I-1-(1)	
施策の概要	社会経済情勢に即応した民事・刑事基本法制を整備し、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた事後チェック・救済型社会の実現に不可欠の基盤形成を図るとともに、国民に分かりやすい司法を実現するために、法令を理解しやすいものとする。		
予算額	平成20年度予算額：150百万円	評価方式	総合評価方式
政策評価の結果の概要	<p>1 平成20年度末日時点において成立・公布した法律</p> <p>【民事関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険法（商法第2編第10章の保険契約に関する規定を全面的に見直し、共済契約をその適用の対象に含めることとするほか、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者の保護に資するための規定を整備し、傷害疾病保険に関する規定を新設するなど、保険契約に関する法制を現代の社会経済情勢に適合したものとするを目的としたもの） <p>【刑事関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度において、標記施策に関して、成立・公布された法律はない。 <p>2. 既に国会に提出した法案のうち、平成20年度末日時点において成立・公布に至っていないもの</p> <p>【民事関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当事項なし <p>【刑事関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（平成17年10月提出，平成21年7月廃案） <p>3. 評価結果 (評価期間未了)</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 規則改革推進のための3か年計画	年月日 平成19年6月22日	記載事項(抜粋) 9 民事・刑事の基本法制の整備等 (1) 民事・刑事の基本法制の整備 社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。また、その用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。

平成20年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：司法法制部

施策名	法教育の推進 (評価書12頁)	政策体系上の位置付け I-2-(5)				
施策の概要	法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件整備のため、法教育の推進を図る。					
予算額	平成20年度予算額：17百万円	評価方式 実績評価方式				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 〔達成目標1〕 法教育の推進を実効性あるものとするためには、法教育の在り方や教材の内容を検討し、法教育を全国に普及・発展させる必要がある。 そこで、これまで必ずしもその取組が進んでいなかった私法分野教育及び小学生を対象とした法教育について検討を行うため、法教育推進協議会内に2つの部会を設け、教育関係者、法律専門家及び有識者の意見を集結してそれぞれの基本的な考え方について検討した。部会での検討結果を受け、同協議会において、私法分野教育に関する検討を取りまとめたとともに小学生を対象とした法教育についても、近日中に取りまとめを行う予定であり、これらの検討の進捗状況から、効率性、有効性が認められる。 〔達成目標2〕 法教育の研究の歴史はまだ浅く、法教育の意義に対する国民の十分な理解を得るための広報活動を行う必要がある。 そこで、説明会、講演会によるいわゆる草の根広報を行うとともに話題性に富むシンポジウムを実施した。特に、シンポジウムについては、参加者の満足度が80パーセントを超えただけでなく、新聞でも特集が生まれ、広範囲の周知に繋がったことから、効率性、有効性が認められる。 (評価結果の今後の政策への反映の方向性等) この結果を踏まえ、引き続き、法教育推進協議会を通じた法教育の発展に努めるとともに、法教育を全国的に推進するため立ち上げたプロジェクトチームを通じて、より一層効率的、効果的な法教育の推進に取り組んでいくこととする。					
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】					
	達成目標1 法教育推進協議会を実施し、法教育の推進を図る。					
	指標	法教育推進協議会の実施状況	目標値等	部会の検討結果の取りまとめ	測定結果	私法分野については、検討結果を取りまとめた。小学校教材については、近日中に取りまとめる予定。
	達成目標2 法教育についての広報活動を行う。					
指標1	説明会・シンポジウム等の実施回数	目標値等	5回以上	測定結果	7回	
指標2	説明会・シンポジウム等の参加人数	目標値等	500人以上	測定結果	約1,040人	
指標3	シンポジウムに対する満足度	目標値等	80%以上	測定結果	81%	
関係する施政方針演説等閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)			
	司法制度改革推進計画	平成14年3月19日	司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずる。			

平成20年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：法務総合研究所

施策名	法務に関する調査研究（再犯防止に関する総合的研究） （評価書23頁）		政策体系上の位置付け
			I-3-(1)
施策の概要	再犯の傾向及び再犯者等の実態について調査・分析を行い、再犯防止を考える上で留意すべき課題を検討するなどして、法務省関係部局において、再犯防止策等の諸施策を検討する上で活用できる基礎資料を提供する。		
予算額	平成19年度予算額：4百万円 平成20年度予算額：6百万円	評価方式	事業評価方式
政策評価の結果の概要	<p>本研究では、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、「刑務所出所者等の再犯防止」が掲げられていることから、再犯防止策として盛り込まれた10の施策に活用できる基礎資料を提供することを目標とした。</p> <p>評価に当たっては、まず、本研究が再犯防止策を講ずる全般的な必要性・重要性を十分に示しているかという観点から、本研究の成果を評価した。次いで、我が国における再犯のリスク要因及び抑止要因等を分析し、上記10施策の検討に活用できる基礎資料となっているかという観点から、本研究の成果を評価した。さらに、これらの施策を講ずる上で参考となるものとして、諸外国における再犯防止策の実施状況の研究が十分に行われているかという観点からも、本研究の成果を評価した。</p> <p>その結果、本研究により、再犯防止策を講ずることの重要性が実証的に示されるとともに、我が国における再犯の状況及び再犯の要因分析に基づいて、いかなる原因に着目し、いかなる対象者を重点的対象とするべきかを検討する資料が得られていること、また、上記10施策の実施に参考となる諸外国における類似制度の実施状況も研究されていることから、本研究は、上記目標をほぼ達成したものと評価した。</p> <p>また、本研究では、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会が研究評価のために設定した「研究評価検討委員会における評価基準」（以下「評価基準」という。）第4に掲げる各評価項目の合計点について、相当程度以上に効果があった（90点満点中63点以上）との評価を得ることを目標とした。研究評価検討委員会において評価基準に基づき本研究を評価したところ、本研究は必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、評点の合計点は90点であったことから、本研究は上記目標を達成したものと評価した。</p> <p>これらを踏まえ、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」研究であると認められ、法務省関係部局において、より効果的な再犯防止策等の諸施策を検討する上で活用できる基礎資料を提供するとの目的を達成したものと評価した。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」	平成20年12月22日（犯罪対策閣僚会議決定）	第2-2 刑務所出所者等の再犯防止

平成20年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：法務総合研究所

施策名	法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究） （評価書36頁）		政策体系上の位置付け
			I-3-(1)
施策の概要	第1回調査、第2回調査に引き続き、第3回犯罪被害実態（暗数）調査を実施し、犯罪被害実態等の経年比較及び国際比較を行うことによって、我が国の犯罪発生状況の実態を明らかにする基礎資料を提供する。		
予算額	平成19年度予算額：25百万円 平成20年度予算額：2百万円	評価方式	事業評価方式
政策評価の結果の概要	<p>本調査研究は、国連が主導する第6回国際犯罪被害実態調査に参加して行うものであり、国連が示した国際標準の質問票161項目について、適切に調査することを目標とした。</p> <p>本調査研究では、同質問票に、我が国の実情等に応じて若干の必要な修正を加えた上で、調査を行い、その成果を各国における調査結果の取りまとめを行っている機関に提供し、国際的な貢献を果たした。また、法務省ホームページや平成20年版犯罪白書にその概要を掲載するとともに、詳細を研究部報告に取りまとめで刊行して、法務省関係局等課等に提供した。</p> <p>以上を踏まえて外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において本研究について評価を行ったところ、本研究は、国連が示した国際標準の質問票161項目に即して適切に調査が行われているとの評価を得ることができた。また、本研究により犯罪情勢の実態を多面的に把握できていること、過去に行われた2回の同種調査の経験に基づくノウハウを活かして調査が行われていること、本研究で把握した犯罪被害の実態は犯罪防止策の貴重な資料となり得ることから、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からも高く評価された。</p> <p>したがって、国際標準の質問票161項目について適切に調査を行い、犯罪被害実態等の経年比較等を行うことによって、我が国の犯罪発生状況の実態を明らかにする基礎資料を提供するという本研究の目標・目的は達成できたものと評価した。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	「犯罪被害者等基本計画」	平成17年12月27日（閣議決定）	V-第4-2-(6) 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討

平成20年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：刑事局

施 策 名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (評価書39頁)	政策体系上の位置付け																																																						
		Ⅱ－4－(2)																																																						
施 策 の 概 要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。																																																							
予 算 額	平成20年度予算額：2,742百万円	評 価 方 式 実績評価方式																																																						
施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>〔達成目標1及び2〕 犯罪の国際化が一段と進み、また、犯罪被害者の保護・支援について種々の施策を進めていくことが求められている中で、検察に対する期待は高まっており、検察機能のより一層の強化を図ることが「世界一安全な国」の復活に寄与することになるため、通訳人及び被害者支援員に対する効果的な研修を実施する必要性が認められる。</p> <p>また、これら研修については、中央で実施することにより、全国均一的な研修員の能力向上及び統一的な情報提供を図るとともに、講師に関する資源投入を最小限に抑えており、効率性が認められる。</p> <p>アンケート調査結果によっても、研修員の資質向上に資するものであったことが確認できており、有効性が認められる。</p> <p>〔達成目標3〕 裁判員法の円滑な運用のためには、検察の役割や刑事司法について国民の正しい理解を得ることが重要であることから、検察に関する広報活動を積極的に実施する必要性が認められる。</p> <p>また、検察庁職員において、できる限りの機会をとらえて説明広報を実施するとともに、可能な限り経費を節減しつつ周知広報を実施した結果、国民の検察に対する理解が深まったものと考えられ、効率性・有効性が認められる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>〔達成目標1及び2〕 今後とも、アンケート調査結果を踏まえ、研修員の質的向上のための施策を進めていくことにする。</p> <p>〔達成目標3〕 今後も引き続き幅広い層の国民に対して、検察広報活動を積極的に実施するとともに、検察庁ホームページの充実を図り、広報活動を展開していくことにする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">達成目標1</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指標</td> <td style="text-align: center;">研修参加者に対するアンケート調査</td> <td style="text-align: center;">目標値等</td> <td style="text-align: center;">研修を有意義とする回答を90%超</td> <td style="text-align: center;">測定結果</td> <td style="text-align: center;">95.4%が有意義とする旨(参考になった)回答</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">達成目標2</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指標</td> <td style="text-align: center;">研修参加者に対するアンケート調査</td> <td style="text-align: center;">目標値等</td> <td style="text-align: center;">研修を有意義とする回答を90%超</td> <td style="text-align: center;">測定結果</td> <td style="text-align: center;">94.3%が有意義とする旨(役に立つ)回答</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">達成目標3</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">検察に関する広報活動を積極的に実施する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指標</td> <td style="text-align: center;">広報実施回数の対前年度増</td> <td style="text-align: center;">目標値等</td> <td style="text-align: center;">対前年度増</td> <td style="text-align: center;">測定結果</td> <td style="text-align: center;">2万6,062回実施(H19年度1万7,969回)</td> </tr> </table>		達成目標1						適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。						指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超	測定結果	95.4%が有意義とする旨(参考になった)回答	達成目標2						犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。						指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超	測定結果	94.3%が有意義とする旨(役に立つ)回答	達成目標3						検察に関する広報活動を積極的に実施する。						指標	広報実施回数の対前年度増	目標値等	対前年度増	測定結果	2万6,062回実施(H19年度1万7,969回)
達成目標1																																																								
適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。																																																								
指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超	測定結果	95.4%が有意義とする旨(参考になった)回答																																																			
達成目標2																																																								
犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。																																																								
指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超	測定結果	94.3%が有意義とする旨(役に立つ)回答																																																			
達成目標3																																																								
検察に関する広報活動を積極的に実施する。																																																								
指標	広報実施回数の対前年度増	目標値等	対前年度増	測定結果	2万6,062回実施(H19年度1万7,969回)																																																			
関係する施政方針演説等 閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																					
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	国民の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進(第1-1-(4))																																																					
	犯罪被害者等基本法	平成16年法律第161号	通訳体制の確立(第3-3-(2)) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条)																																																					
	犯罪被害者等基本計画	平成17年12月	職員等に対する研修の充実等(V-第2-3-(1)-イ)																																																					

平成20年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：矯正局

施策名	矯正施設における適正な処遇の実施 (評価書60頁)		政策体系上の位置付け Ⅱ-5-(2)		
施策の概要	被收容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。				
予算額	平成20年度予算額：53,666百万円	評価方式	実績評価方式		
施策に関する評価結果概要と達成すべき目標	【評価結果の概要】 〔達成目標1～4〕 犯罪のない社会、被害者を生まない社会の実現に向けては、再犯の防止が喫緊の課題であるといえ、そのためには、受刑者及び少年院在院者に対し、適正な矯正処遇等を実施し、その改善更生・社会復帰を図っていく必要性が認められる。再犯防止指導については、各対象者に対して必要な密度のプログラムを提供でき、受講者の再犯リスク要因の得点が低下した。受刑者に対する職業訓練については、一般人と比較して訓練を受講した受刑者の資格取得率が高く、訓練受講者数の割合は上昇し、資格・免許の取得者数についても増加が見られた。また、少年院在院者に対する就労・就学支援については、関係機関と適切に連携しながら行った結果、少年院在院者の進路決定率は、平成18年以前と比較する高い数値を示した。少年院在院者の保護者に対する面談等についても、保護者参加型の教育活動等と併せて実施するよう努め、全国の少年院では面談を11,701回、講習会を160回実施しており、一定の効果が見込まれる等、いずれの施策についても、その効率性・有効性が認められる。				
	(評価結果の今後の政策への反映の方向性等) これらの政策には必要性、効率性及び有効性が認められ、平成21年度においても、推進・継続する。 なお、無駄の削減(行政支出総点検会議指摘事項)の観点から、「直営工事に必要な職業訓練」については、平成22年度以降、一般職業訓練に取り込んで実施することとし、当該訓練分の予算を削減することを検討している。				
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】				
	達成目標1 個々の受刑者の再犯につながりやすい問題性の大きさに応じた適切な指導密度の処遇プログラムを実施し、再犯につながりやすい問題性の改善を図る。				
	指標	受刑者の性犯罪者処遇プログラム受講前後の問題性の変化	目標値等	受講者の問題性が低下すること	測定結果
達成目標2 受刑者に対し、出所後の就労に役立つ免許若しくは資格の取得、又は職業に必要な知識及び技能の習得を目的として職業訓練を実施する。					
指標	受講者数、受講者数／受刑者数、修了者数、資格又は免許の取得者数	目標値等	対前年度増	測定結果	受講者数：2,917人(113人減)、受講者数／受刑者数：4.6パーセント(0.3ポイント増)、修了者数：2,513人(122人減)資格又は免許の取得者数：3,929人(739人増)
達成目標3 少年院在院者に対する就労・就学支援を積極的に実施し、出院時の進路決定率の向上に努める。					
指標	少年院出院者の進路決定率	目標値等	対前年増	測定結果	39.4(0.4ポイント減)
達成目標4 少年院在院者の保護者に対し、機会を捉えて積極的に、指導、助言その他の適当な措置をとる。					
指標	保護者面談の実施回数・比率等、保護者講習会の実施回数・比率等	目標値等	平成20年四半期ごとの実施回数・比率等の向上	測定結果	面談実施回数は、第1四半期から第4四半期まで2,759回、2,577回、3,102回、3,261回と増加傾向。講習会実施回数も同様に、21回、34回、55回、50回とおおむね増加。
関係する施政方針演説等閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)		
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	少年院における処遇の充実強化(第2-1-④)		
	青少年育成施策大綱	平成20年12月	刑務所等矯正施設の過剰收容の解消と矯正処遇の強化(第5-⑨)		
			4-(2)-①-ii, iv		

平成20年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：保護局

施策名	保護観察対象者等の改善更生 (評価書73頁)			政策体系上の位置付け	Ⅱ-6-(1)	
施策の概要	保護観察対象者等の改善更生を図るため、保護観察処遇の充実強化、長期刑仮釈放者の社会復帰の促進、更生保護施設の積極的な活用による保護観察対象者等の自立更生の促進等の施策を実施する。					
予算額	平成20年度予算額：9,859百万円	評価方式	実績評価方式			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】					
	〔達成目標1～3〕					
	保護観察対象者等の改善更生を図るため、覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施、性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施、地域の経済団体、企業等の協力による協力雇用主の拡大と厚生労働省等と連携した就労支援の実施、保護観察対象少年を主な対象とする社会参加活動の実施、長期刑仮釈放者に対するより積極的な中間処遇の実施、更生保護施設の積極的な活用等の施策を推進した。いずれの施策についても、おおむね測定指標の目標値を達成し、その必要性・効率性・有効性が認められた。					
	(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)					
	これらの結果を踏まえ、引き続き、保護観察処遇の充実強化、保護観察対象者に対する就労支援等の施策を推進するとともに、更生保護施設の受入れ態勢を一層強化するため、施設職員の人材育成や専門的処遇の普及等を図っていく。					
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】					
	達成目標1					
	保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。					
	指標1	覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施実人員数	目標値等	対前年増	測定結果	3,664人 (前年3,664人)
	指標2	性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化	目標値等	受講者の問題性の低下	測定結果	3.2点 (受講前6.8点)
指標3	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	対前年減	測定結果	18.9% (前年20.0%)	
指標4	社会参加活動の活動場所の確保	目標値等	前年度の数を維持	測定結果	292箇所 (前年322箇所)	
達成目標2						
長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。						
指標	中間処遇実施予定者の選定率(実施予定者/仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者)	目標値等	対前年増	測定結果	27.7% (前年28.6%)	
達成目標3						
更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。						
指標1	全更生保護施設の保護率(年間の収容保護人員/年間の収容可能人員)	目標値等	対前年度増	測定結果	75.0% (前年度74.6%)	
指標2	更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST、酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人数	目標値等	対前年度増	測定結果	7,954人 (前年度7,927人)	
関係する施政方針演説等閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)			
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第2-2-③〈福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施〉、第2-2-④〈刑務所出所者等の就労先の確保〉、第2-2-⑤〈入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施〉、第2-2-⑧〈保護観察における処遇の充実強化〉、第4-4-③〈薬物乱用防止に向けた取組の推進〉			

平成20年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：公安調査庁

施 策 名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (評価書86頁)		政策体系上の位置付け Ⅱ－7－(1)
施 策 の 概 要	破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づき、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全を図る。		
予 算 額	平成20年度予算額：2,596百万円	評 価 方 式	総合評価方式
政策評価の結果の概要	<p>1 オウム真理教（以下「教団」という。）に対する観察処分を厳正に実施するため、必要な調査を行ったほか、教団施設に対する立入検査、教団からの報告徴取を実施した。立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、教団の実態や再発防止処分の必要性の把握等をする上での効率性及び有効性が高いと考える。</p> <p>また、公安調査庁長官が、立入検査及び教団からの報告徴取等を踏まえて、観察処分の期間の更新を請求したところ、公安審査委員会は、団体規制法第5条第4項の規定に基づき、観察処分の期間を更新する決定を行ったことから、施策の効果が認められる。</p> <p>さらに、関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請については、提供先から一定の評価を得ていること及び継続的な調査結果提供の請求を受けていることから、施策の効果が認められる。意見交換会についても、地域住民から継続的な開催を求められており、地域住民の不安感を軽減する上で一定の効果があつたと考える。</p> <p>2 破壊的団体等に関する調査及びその過程で得られた情報の提供に関しては、北海道洞爺湖サミットの開催に際して特別調査体制を敷き、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力するなど情勢の変化に応じて柔軟に対応した。</p> <p>また、緊急性の高い情報は、随時、政府・関係機関へ直接提供したところ、提供先から更に継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価が得られたと考える。</p> <p>さらに、その他の情報については、各種資料を作成して配付したり、ホームページに掲載するなどした。このように、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供を行ったと考える。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>1 教団が現在も無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持していることに加え、教団施設が存する地域住民が抱えている不安感を払拭する必要もあることから、更に教団の活動状況及び危険性を解明するため、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施する。</p> <p>2 国際テロ、北朝鮮に関する諸問題等が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっていることから、これまでと同様、引き続き「官邸における情報機能の強化の方針」等に基づき、我が国及び国民の安全・安心を確保することに寄与するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させ、調査体制を充実強化していく必要がある。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第164回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。

平成20年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：人権擁護局

施策名	人権の擁護 (評価書94頁)		政策体系上の位置付け Ⅲ-10-(1)
施策の概要	<p>人権が尊重され、人権侵害が生起しない人権尊重社会を実現するため、国民の一人一人の心に訴える人権啓発活動の実施や充実した人権相談・調査救済体制を整備する。</p>		
予算額	平成20年度予算額：3,644百万円	評価方式	総合評価方式
政策評価の結果の概要	<p>人権啓発フェスティバルは、人権に関するイベントに初めて参加した人の割合が半数を超えており（60.1パーセント）、また、ハンセン病に関する「夏休み親子のシンポジウム」は、高評価率が95パーセント以上であることから、人権の啓発という側面から非常に効果的であった。一方、人権週間に合わせた各種啓発活動は、講演会等の各種イベント形式のものは参加者から高い評価を得ているが、街頭啓発型の啓発活動についてはその活動目的、啓発テーマ及び啓発対象者並びに期待すべき効果についての分析、設定等が十分に行われていない。</p> <p>したがって、その効果を検証することが難しいことから、これらについて今後検討する必要がある。総じて、啓発活動については、各アンケート調査結果における高評価及びマスメディアによる報道回数が啓発活動の実施回数を上回っていることから、限られた行政資源で十分な効果をあげることができた。</p> <p>また、様々な人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局及びその支局における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等において特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話及びインターネットなど様々な手段によって、いつでも気軽に人権相談ができる環境を整えた。</p> <p>特に、子ども、高齢者、障害のある人及び女性などに関する人権問題については、①「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」の設置、②「子どもの人権SOSミニレター」の全国の小・中学生への配布、③高齢者施設、知的障害者更生施設などの社会福祉施設等における特設相談所の開設等により、人権侵害等の状況の内容の把握に努め、その結果、人権侵害が認められる場合には、迅速的確に救済措置を講じることができた。</p> <p>以上のことから、これらの施策はその必要性、効率性、有効性が認められた。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>人権啓発フェスティバルは、全体の参加者数の増加とともに、参加者が少ない20代以下の参加者数の増加や、より啓発効果の高い講演会等への参加者数の増加方策を検討する。さらに、人権週間に合わせた各種啓発活動の実施については、街頭啓発型等の活動目的等の分析、明確化を図るとともに、より効果的にマスメディアの注目を得られる実施方法への変更や効果設定が明確な講演会・シンポジウム型、パネル等展示型へ移行することなどを検討する。</p> <p>なお、無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点から、人権啓発活動ネットワーク協議会のホームページについては、各ネットワーク協議会の事務局を務める法務局・地方法務局に対し、適宜・適切な情報の更新を図るよう指示している。</p> <p>また、人権侵犯事件の端緒を把握する人権相談体制の充実強化は、人権侵害による被害者の実効的救済のために必要不可欠であり、人権相談体制の周知等に努めるとともに、国民にとってより一層相談しやすい環境の整備に努めるなど、本施策を推進していく必要がある。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等 子ども安全・安心加速化プラン（犯罪対策閣僚会議決定）	年月日 平成18年6月	記載事項（抜粋） Ⅲ-1-(2) 困難を抱えた子どもの相談活動の充実

平成20年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：大臣官房訟務部門

施策名	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理 (評価書106頁)		政策体系上の位置付け IV-11-(1)
施策の概要	<p>裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）の趣旨に従い、国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行するため、①訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び②法律意見照会制度の積極的利用の促進を目標として、種々の施策を実施することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。</p>		
予算額	平成20年度予算額：1,934百万円	評価方式	総合評価方式
政策評価の結果の概要	<p>適正・迅速な訴訟追行を実現するためには、訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的な利用を促進する必要がある。</p> <p>訟務組織における人的・物的体制の充実・強化に当たっては、①準備書面作成支援システムの充実、②新たに導入したモバイルパソコンの活用により争点整理等に要する時間の短縮、準備書面等の作成の効率化、③各種会議等の開催による訟務担当者の能力向上への寄与を図った。また、法律意見照会制度の積極的な利用の促進に当たっては、④所管行政庁等に対する法律意見照会制度の周知による利用促進、⑤法律意見照会事例集の活用による事務処理能力向上への寄与を図った。</p> <p>ところで、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護し、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律に基づいた行政活動の実施により一層寄与することとなり、その必要性は大いに認められるところである。</p> <p>また、上記に掲げた施策を実施することは、訟務組織がこれまでに蓄積してきた裁判を適正・迅速に処理するためのノウハウをより一層向上させることになり、限られた行政資源で適正・迅速な訴訟追行をすることができるといえる点で効率的である。</p> <p>上記に掲げた施策の実施により、本案訴訟で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率（84.2パーセント）は前年度（82.3パーセント）を上回っている。これは、上記目標を実現するためのいずれの施策も訴訟追行の適正・迅速化に直接的・間接的に一定の効果として反映されたものと考えられ、それぞれの施策が的確かつ有効な手段であったといえる。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>必要性、効率性、有効性のいずれも相応に評価することができ、適正・迅速な訴訟追行のため、引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実・強化を図る。また、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を実施する。</p> <p>なお、無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点から訴訟追行に必要な会議の見直しを図り、経費の節減を含めた効率的かつ適正な執行を実施していくこととしている。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成17年1月21日	国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。

平成20年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：入国管理局

施策名	出入国の公正な管理 (評価書112頁)		政策体系上の位置付け V-12-(1)		
施策の概要	平成20年度までの5年間で不法滞在者を半減させ我が国社会の安全と秩序の維持を目指すとともに、我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。				
予算額	平成20年度予算額：12,794百万円	評価方式	実績評価方式		
施策に関する評価結果概要と達成すべき目標	<p>【評価結果の概要】</p> <p>〔達成目標1〕 不法残留者数は、依然として高水準にあり、適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしていること等から、緊急に施策を実施する必要があるところ、不法滞在者の半減について、おおむね達成することができ、その必要性・効率性・有効性が認められる。</p> <p>〔達成目標2〕 現在我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を増進し、観光立国実現に貢献することが求められているところ、入国審査待ち時間短縮に向けた取組が一定の成果を挙げており、その必要性・効率性・有効性が認められる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>〔達成目標1〕 今後は不法滞在者を生まない社会の構築のための施策を強力に進めていく予定である。</p> <p>〔達成目標2〕 待ち時間の短縮に有効と考えられるAPIS等の効率的な実施を推進していくほか、入国審査の待ち時間を短縮するために、入国審査官の一層機動的な配置等の運用を図っていく予定である。 なお、無駄の削減(行政支出総点検会議指摘事項)の観点から、プレクリアランスの見直しと到着時審査前の出入国カードの点検の適切な実施方策の検討などを行い、待ち時間短縮に向けた施策の更なる効率化を図るなど今後ともより適切に実施することとしている。</p>				
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】				
	達成目標1 平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。(平成15年度から平成20年度までの目標)				
	指標	平成20年末における我が国における不法滞在者数(推計値)	目標値等	12.5万人以下	測定結果
参考指標	厳格な出入国審査、強力な摘発、円滑な送還等不法滞在者縮減のための施策の実施状況	目標値等	効果的な不法滞在者対策の実施	測定結果	—
達成目標2 円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。					
指標	空港での審査に要する最長待ち時間	目標値等	20分以下	測定結果	平均20分台
関係する施政方針演説等閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)		
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」 「観光立国推進基本計画」	平成15年12月 平成19年6月29日	「犯罪の温床となる不法滞在者を、今後5年間で半減させ...」(以下略)。 「出入国手続の迅速化・円滑化を図り、外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を20分以下にすることを目標とする。」		

平成20年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：法務総合研究所

施策名	法務行政における国際化対応・国際協力 (評価書121頁)	政策体系上の位置付け VI-13-(2)																																																																																				
施策の概要	国際連合に協力して行う研修・研究及び調査、並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。																																																																																					
予算額	平成20年度予算額：156百万円	評価方式 実績評価方式																																																																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 〔達成目標1及び2〕 国連アジア極東犯罪防止研修所が実施した国際研修・セミナーでは開発途上国を中心に多数の国から参加が得られ、また質の高い内容の研修を行うことにより、効率的な研修を実施することができた。同研修所が参加した会議はいずれも国連主催の重要な会議であり、国連の犯罪防止施策の強化に寄与するとともに、効率的に人的ネットワークを拡充することができた。これらを踏まえ、本施策の実施は有効であったと評価した。</p> <p>〔達成目標3から6〕 法制度整備支援の実施に当たっては、その効果が最大限になるよう、短期・長期専門家の派遣、本邦及び現地における研修・セミナーの開催等の多様な手法を組み合わせ、ベトナムで民事判決執行法が成立するなど大きな成果を挙げた。これらを踏まえ、本施策の実施は有効であったと評価した。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等) 以上の評価結果を踏まえ、本施策を継続して実施することとした。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6">達成目標1</td> </tr> <tr> <td colspan="6">犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施する。</td> </tr> <tr> <td>指標1</td> <td>研修の実施件数</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>9回 (H19年度 9回)</td> </tr> <tr> <td>指標2</td> <td>研修の参加人数</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>162人 (H19年度 168人)</td> </tr> <tr> <td>指標3</td> <td>研修員の研修に対する満足度</td> <td>目標値等</td> <td>80%以上</td> <td>測定結果</td> <td>アンケートの結果、満足度は80%以上</td> </tr> <tr> <td colspan="6">達成目標2</td> </tr> <tr> <td colspan="6">国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。</td> </tr> <tr> <td>指標1</td> <td>国際会議への参加回数</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>3回 (H19年度 3回)</td> </tr> <tr> <td>指標2</td> <td>国際会議への参加人数</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>4人 (H19年度 5人)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">達成目標3</td> </tr> <tr> <td colspan="6">開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法制度整備支援活動の一環として行う国際研修を実施する。</td> </tr> <tr> <td>指標1</td> <td>研修の実施件数</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>11回 (H19年度 7回)</td> </tr> <tr> <td>指標2</td> <td>研修の参加人数</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>114人 (H19年度 72人)</td> </tr> <tr> <td>指標3</td> <td>研修員の研修に対する満足度</td> <td>目標値等</td> <td>80%以上</td> <td>測定結果</td> <td>アンケートの結果、満足度は80%以上</td> </tr> </table>		達成目標1						犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施する。						指標1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	9回 (H19年度 9回)	指標2	研修の参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	162人 (H19年度 168人)	指標3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	80%以上	測定結果	アンケートの結果、満足度は80%以上	達成目標2						国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。						指標1	国際会議への参加回数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	3回 (H19年度 3回)	指標2	国際会議への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	4人 (H19年度 5人)	達成目標3						開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法制度整備支援活動の一環として行う国際研修を実施する。						指標1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	11回 (H19年度 7回)	指標2	研修の参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	114人 (H19年度 72人)	指標3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	80%以上	測定結果	アンケートの結果、満足度は80%以上
達成目標1																																																																																						
犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施する。																																																																																						
指標1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	9回 (H19年度 9回)																																																																																	
指標2	研修の参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	162人 (H19年度 168人)																																																																																	
指標3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	80%以上	測定結果	アンケートの結果、満足度は80%以上																																																																																	
達成目標2																																																																																						
国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。																																																																																						
指標1	国際会議への参加回数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	3回 (H19年度 3回)																																																																																	
指標2	国際会議への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	4人 (H19年度 5人)																																																																																	
達成目標3																																																																																						
開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法制度整備支援活動の一環として行う国際研修を実施する。																																																																																						
指標1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	11回 (H19年度 7回)																																																																																	
指標2	研修の参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	114人 (H19年度 72人)																																																																																	
指標3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	80%以上	測定結果	アンケートの結果、満足度は80%以上																																																																																	

達成目標 4					
法制度整備支援に関し、諸外国の法制等に関する調査研究を実施する。					
指標 1	諸外国への調査職員への派遣件数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	3件 (H19年度 4件)
指標 2	諸外国からの研究員の招へい人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	8人 (H19年度 9人)
達成目標 5					
法制度整備支援に関し、支援対象国における積極的かつ効果的な活動を推進するための専門家を派遣する。					
指標 1	専門家の派遣依頼件数に係る対応率	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	100% (H19年度 100%)
指標 2	専門家の派遣依頼人数に係る対応率	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	100% (H19年度 100%)
達成目標 6					
法制度整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議を開催する。					
指標 1	会議の開催回数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	1回 (H19年度 1回)
指標 2	会議への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	121人 (H19年度 105人)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	我が国法制度整備支援に関する基本的考え方	平成20年1月30日 第13回海外経済協力会議	……法制度整備支援は……海外経済協力の重要分野の一つとして、戦略的に進めていくべきである。
	法制度整備支援に関する基本方針	平成21年4月22日 第21回海外経済協力会議	……法制度整備支援は……我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。
	G8司法・内務大臣会議総括宣言	平成20年6月11日 ～13日東京会議	……我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。
	キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言	平成20年6月11日 ～13日東京会議	……キャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性にかんがみ、我々はこの、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

平成20年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：刑事局

施策名	裁判員制度の啓発推進 (評価書133頁)	政策体系上の位置付け I-2-(2)																
施策の概要	裁判員制度は、国民に全く新たな義務を課すものであることから、国民に対し、裁判員制度の意義及び内容を正確に伝え、制度施行前に、制度に対する不安・負担感を確実に払拭し、制度への参加意識の醸成を図っていく必要がある。																	
予算額	平成20年度予算額：337百万円	評価方式 総合評価方式																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>本施策では、国民に対する制度の認知率を100パーセントにするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ者の割合（参加応諾率）を70パーセント以上とすることを目標としている。制度についての情報を提供して広報することは、認知率及び参加応諾率の向上に有効であることから、これまで、広報活動に努めてきた。</p> <p>制度に対する認知率については、平成21年5月から6月にかけて内閣府が実施した「裁判員制度に関する世論調査」(注)において、裁判員制度を知っていると回答した方の割合は97.4パーセントとなっており、目標をおおむね達成した。また、参加応諾率については、同世論調査において、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方（裁判員候補者に選ばれたら裁判所においていただけるかとの質問に対し、「義務であるか否かにかかわらず、行きたいと思う」、「義務であるから、なるべく行かなければならないと思う」と回答した方）の割合が71.5パーセントとなっており、目標を達成した。</p> <p>(注) 内閣府による「裁判員制度に関する世論調査」の結果（平成21年5月～6月実施）http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-saiban/index.html</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>これまでの広報活動の結果、認知率は目標をおおむね達成し、参加応諾率は目標を達成するなど、一定の成果を上げることができ、裁判員制度広報の所期の目的を達成することができた。裁判員制度の円滑な実施・定着に向け、今後も、必要な取組を進める必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">達成目標</td> </tr> <tr> <td colspan="4">国民の裁判員制度に対する認知率を100%にするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合を全体の70%以上とする（目標期間は平成18年度から平成20年度とする。）。</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">目標値等</td> <td style="width: 35%;">国民の裁判員制度に対する認知率を100%</td> <td style="width: 15%;">測定結果</td> <td style="width: 35%;">97.4%（おおむね達成）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合（参加応諾率）を70%以上</td> <td>測定結果</td> <td>71.5%（達成）</td> </tr> </table>		達成目標				国民の裁判員制度に対する認知率を100%にするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合を全体の70%以上とする（目標期間は平成18年度から平成20年度とする。）。				目標値等	国民の裁判員制度に対する認知率を100%	測定結果	97.4%（おおむね達成）		裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合（参加応諾率）を70%以上	測定結果	71.5%（達成）
達成目標																		
国民の裁判員制度に対する認知率を100%にするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合を全体の70%以上とする（目標期間は平成18年度から平成20年度とする。）。																		
目標値等	国民の裁判員制度に対する認知率を100%	測定結果	97.4%（おおむね達成）															
	裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合（参加応諾率）を70%以上	測定結果	71.5%（達成）															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）															
	第162回国会内閣総理大臣施政方針演説 総理大臣閣議発言	平成17年1月21日 平成19年5月22日	(国民の「安心」の確保) 裁判員制度の着実な実施 内閣を挙げての広報活動への取組															

平成20年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成24年度(平成20年度は中間報告) 担当部局名：民事局

施策名	登記情報システム再構築事業 (評価書142頁)	政策体系上の位置付け Ⅲ－9－(1)																																				
施策の概要	登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。																																					
予算額	平成20年度予算額：42,777百万円	評価方式 実績評価方式																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>〔達成目標1〕 本事業については、平成20年度までに全国の登記所においてオンライン申請を可能とするという目標を達成することができた。</p> <p>〔達成目標2〕 平成23年度には運用経費を平成15年度の同経費と比較して約130億円削減することとし、現在取組中である。その間については、切替登記所数を目標としているが、平成20年度には目標数を達成できなかった。これは、新たなシステムの切替えとシステムの運用箇所の集中化を併せて行ったことから、慎重を期して切替登記所数を抑えたことによるものであり、平成21年度においては目標値を上回ることを見込んでいる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等) 引き続き最適化計画を踏まえ、これに沿った本事業を実施していく予定である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6">達成目標1</td> </tr> <tr> <td colspan="6">平成20年度末までに、全国の登記所に対してオンライン申請を可能にする。(成果重視事業)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">指標</td> <td style="width: 30%;">全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数の割合</td> <td style="width: 10%;">目標値等</td> <td style="width: 15%;">不動産登記 100% 商業・法人登記 100%</td> <td style="width: 10%;">測定結果</td> <td style="width: 25%;">不動産登記 100% 商業・法人登記 100%</td> </tr> <tr> <td colspan="6">達成目標2</td> </tr> <tr> <td colspan="6">登記情報システムの運用経費を削減する。(成果重視事業)</td> </tr> <tr> <td>指標</td> <td>平成23年度における登記情報システムの運用経費と平成15年度同経費(約366億円)との比較</td> <td>目標値等</td> <td>130億円程度の削減</td> <td>測定結果</td> <td>—</td> </tr> </table>		達成目標1						平成20年度末までに、全国の登記所に対してオンライン申請を可能にする。(成果重視事業)						指標	全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数の割合	目標値等	不動産登記 100% 商業・法人登記 100%	測定結果	不動産登記 100% 商業・法人登記 100%	達成目標2						登記情報システムの運用経費を削減する。(成果重視事業)						指標	平成23年度における登記情報システムの運用経費と平成15年度同経費(約366億円)との比較	目標値等	130億円程度の削減	測定結果	—
達成目標1																																						
平成20年度末までに、全国の登記所に対してオンライン申請を可能にする。(成果重視事業)																																						
指標	全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数の割合	目標値等	不動産登記 100% 商業・法人登記 100%	測定結果	不動産登記 100% 商業・法人登記 100%																																	
達成目標2																																						
登記情報システムの運用経費を削減する。(成果重視事業)																																						
指標	平成23年度における登記情報システムの運用経費と平成15年度同経費(約366億円)との比較	目標値等	130億円程度の削減	測定結果	—																																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 IT政策パッケージ2005	年月日 平成17年2月24日	記載事項(抜粋) 「不動産登記・商業法人登記のオンライン申請については、需要の多い登記所を中心にシステム導入を図ることとし、円滑なシステムの移行に努めるとともに、2008年度の出来るだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現する。」																																			

平成20年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成23年度(平成20年度は中間報告) 担当部局名：民事局

施策名	地図管理業務・システムの最適化事業 (評価書148頁)	政策体系上の位置付け Ⅲ－9－(1)								
施策の概要	従来の紙による地図管理業務を見直し、コンピュータ処理を可能とする地図情報システムを全国展開することにより、事務処理の効率化を図るとともに国民の利便性を向上させる。									
予算額	平成20年度予算額：12,847百万円	評価方式 実績評価方式								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>本事業は、事務処理の効率化及び国民の利便性の向上を目指すものであり、国民や社会のニーズに合致しており、また、オープンな技術を活用するなど、コストが過大とならないように実施している。</p> <p>本事業により、登記情報と地図情報の一体的な事務処理や、インターネットを利用した地図情報の提供等が可能となっており、事務処理の効率化や国民の利便性の向上が図られている。</p> <p>平成20年度においては、引き続き地図等のデータ作成・移行作業を実施し、同年度末までに、全登記所のうち約63パーセントの登記所に地図情報システムを導入しており、同年度の目標(60パーセント)を達成している。</p> <p>この実績を維持すれば、平成22年度末までに全登記所に地図情報システムを導入できる見込みであり、本事業は、予定どおり進捗しているものと評価できる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>地図情報システムの導入は、予定どおり進められており、現時点においては、特段の問題及び課題等は存在しない。引き続き「地図管理業務の業務・システム最適化計画」を踏まえ、これに沿った事業を実施していく予定である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">達成目標</td> <td colspan="3">平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する。(成果重視事業)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指標</td> <td style="width: 35%;">全国の登記所に対する地図情報システムの導入登記所数の割合</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">目標値 60%</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">測定結果 63% (311庁/490庁)</td> </tr> </table>		達成目標	平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する。(成果重視事業)			指標	全国の登記所に対する地図情報システムの導入登記所数の割合	目標値 60%	測定結果 63% (311庁/490庁)
達成目標	平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する。(成果重視事業)									
指標	全国の登記所に対する地図情報システムの導入登記所数の割合	目標値 60%	測定結果 63% (311庁/490庁)							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)							
	IT政策パッケージ2005	平成17年2月24日	「不動産登記・商業法人登記のオンライン申請については、需要の多い登記所を中心にシステム導入を図ることとし、円滑なシステムの移行に努めるとともに、2008年度の出来るだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現する。」							

平成20年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成25年度(平成20年度は中間報告) 担当部局名：入国管理局

事業名	出入国管理業務の業務・システムの最適化 (評価書151頁)	政策体系上の位置付け V-12-(1)																		
事業の概要	出入国審査、在留審査及び退去強制等に関する外国人入国管理システムを始めとした各種システムについて、いわゆるレガシーシステムからオープンシステムに刷新する。																			
予算額	平成20年度予算額：9,244百万円	評価方式 実績評価方式																		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT(情報通信技術)を最大限活用した業務・システムを取り入れ、より一層の業務の効率化・合理化を図ることは社会のニーズに合致している。加えて、出入国管理行政を取り巻く環境は日々大きく変化しているところであり、利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより、観光立国実現のための入国審査の円滑化のためにも、本事業を現時点で優先して行う必要がある。</p> <p>また、出入国管理行政の円滑化と厳格化という一見相反する要請に直面している入国管理局としては、一層の業務の効率化・合理化を図るため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、ITを最大限活用した業務・システムを取り入れるなど限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。</p> <p>さらに、「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」における最適化工程表の工程どおりに取り組んでおり、平成20年度における取組は妥当であるほか、目標達成に向けた取組が着実に進展しており、所期の事業効果が得られているものと評価できる。</p> <p>以上のことから、その必要性・効率性・有効性が認められる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>引き続き、平成20年度に実施した次世代出入国審査システム(日本人部分)の開発を踏まえた同システムの導入に向けて取り組んでいくとともに、その他の次世代システムの詳細設計等を実施していくこととしている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6">達成目標</td> </tr> <tr> <td colspan="6">出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。(平成18年度から平成23年度までの目標)(成果重視事業)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">指標</td> <td style="width: 20%;">いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果</td> <td style="width: 10%;">目標値等</td> <td style="width: 40%;">オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間35.8億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間44.6億円に抑制する。</td> <td style="width: 10%;">測定結果</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> </tr> </table>		達成目標						出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。(平成18年度から平成23年度までの目標)(成果重視事業)						指標	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	目標値等	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間35.8億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間44.6億円に抑制する。	測定結果	-
達成目標																				
出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。(平成18年度から平成23年度までの目標)(成果重視事業)																				
指標	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	目標値等	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間35.8億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間44.6億円に抑制する。	測定結果	-															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																	